

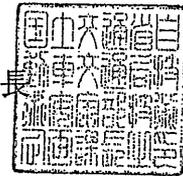


国自技第157号の3

平成16年11月9日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長



自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合
の取扱いについて

今般、「基準緩和自動車の認定要領の一部改正について（依命通達）」（平成16年11月9日付け国自技第133号）により、自主防犯パトロールに関し警視総監又は道府県警察本部長が交付した有効な証明書を有する自動車については、基準緩和を受けて、青色回転灯の装着ができることになったところであるが、青色回転灯の装備に関し基準緩和の認定を受け、かつ、自動車検査証にその内容の記入を受けた自動車にあっては、当該青色回転灯は、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて（平成7年11月16日付け自技第235号）の別紙中I.4の「任意灯火器類」に該当するので、貴会におかれましても、傘下会員に対し周知方お願いします。

平成16年11月9日
警察庁生活安全局
国土交通省自動車交通局

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の 取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。
記

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。しかしながら、自動車に青色回転灯を装備することは道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合しないこととなるため、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認めることとするものである。

第2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

（1）団体が次のいずれかに該当すること。

都道府県又は市区町村

都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織

地域安全活動を目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体

都道府県又は市区町村から防犯活動の委託を受けた者

（2）自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

（3）青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

（4）自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

青色回転灯は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱

容易な取り付けも可能)して、使用すること。

自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないこと。

自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

使用する青色回転灯はその光源が点滅するものでなく回転式の構造であること。

青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。

青色回転灯を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。

- 2 1の証明を受けようとする者は、別記様式第1号の証明申請書に、次に掲げる書面を添付し、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署(当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。)を経由して、警察本部長に提出しなければならない。

団体の概要(別記様式第2号)

自動車による自主防犯パトロールの概要(別記様式第3号)

1(4)に掲げる事項についての誓約書(別記様式第4号)

青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し

青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付けの青色回転灯の光度等が分かる資料等

- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式第5号の証明書を交付するものとする。
- 5 証明書は、発行の日から起算して6月以内に地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行わないときはその効力を失う。
- 6 警察本部長は、第3の2により基準緩和の認定を受けた自動車を自主防犯パトロールに利用する団体に、その申出により、別記様式第6号の当該車両が青色回転灯を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び別記様式第7号の青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロールを実施する者であることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 7 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、別記様式第8号の再交付申請書を提出し(き損又は汚損した場合には当該標章、パトロール実施者証を添えて)、再交付を受けなければならない。
- 8 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更(自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減)又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、別記様式第9号の証明書記載事項変更申請書に証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 9 警察本部長は、8の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を記した新たな標章を交付するもの

とする。

- 1 0 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、別記様式第 1 0 号のパトロール実施者変更申請書にパトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 1 1 警察本部長は、1 0 の内容が、引き続き 1 各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 1 2 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が 1 (1) に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が 1 (4) に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、別記様式第 1 1 号により当該団体に通知するとともに、F A X 等により当該地域を管轄する地方運輸局長へ通知するものとする。
- 1 3 1 2 の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。
- 1 4 団体が青色回転灯を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、別記様式第 1 2 号の返納届に交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて返納しなければならない。8 により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。これらの場合において、警察本部長は、F A X 等により当該地域を管轄する地方運輸局長へ通知するものとする。

第 3 認定の申請及び認定

- 1 青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書を添えて、管轄する地方運輸局長へ保安基準第 5 5 条の基準緩和の認定の申請を行うこととする。
- 2 申請を受けた地方運輸局長は、申請書と添付資料について審査し、基準緩和認定書を交付することにより基準緩和の認定を行う。なお、当該認定に当たっては、警察本部長に届け出た内容に従って運行することを、制限事項として付す。
- 3 基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、自動車検査証にその旨の記入を受けるため自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に届け出るものとする。
- 4 第 2 の 1 2 の取消しの通知を受けた者は、地方運輸局長に対し、基準緩和認定書を添えて、基準緩和認定取消申請を速やかに行うものとする。第 2 の 1 4 に規定する場合も同様とする。

第 4 運用開始時期

運用の開始（受付の開始）は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日からとする。

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

警 視 総 監
道 府 県 警 察 本 部 長 殿
方 面 本 部 長

申請者の名称
代表者の氏名



青色回転灯を次の自動車に装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。

団 体	名 称			
	所在地			
	電話番号	(F A X)		
代 表 者	氏 名		年 齢	
	住 所			
	電話番号	(F A X)		
	緊急時の連絡先			
団 体 の 区 分	都道府県 市区町村 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織 地域安全活動を目的として設立された民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 3 4 条の法人 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の法人 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体 都道府県又は市区町村から防犯活動の委託を受けた者 （該当する項目の にレを入れる。）			
青色回転灯を装着しようと	車名及び型式			

する自動車	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

備考

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
団体の概要（別記様式第2号）
自動車による自主防犯パトロールの概要（別記様式第3号）
誓約書（別記様式第4号）
青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し
青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は
写真及び取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料等
- 2 青色回転灯を装着しようとする自動車の欄（塗色及び申請者と車両の使用
者の関係の欄を除く。）は、自動車検査証等で確認の上、記載すること。また、未
登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両番号欄は空欄とすること。
- 3 青色回転灯を装着しようとする自動車複数ある場合には、継続用紙を使用す
ること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

団体の概要

団 体	名 称		
	所在地		
	電話番号	F A X	
代 表 者	住 所		
	氏 名		職 業
	電話番号	F A X	
	緊急時の連絡先		
発 足 年 月	年 月		
団 体 の 規 約	あり なし (該当する項目の にレを入れる。)		
会 員 数	総数 人		
構 成 員			
会 員 名 簿	あり なし (該当する項目の にレを入れる。)		
主な活動内容	自主防犯パトロール (徒歩 自動車 その他()) 防犯広報 危険箇所点検・地域安全マップ作成 防犯教室・講習会 防犯指導・診断 環境浄化 子ども保護・誘導 乗り物盗予防 放置自転車対策 駐車・駐輪場警戒 その他() (該当する項目の にレを入れる(複数可)。)		
活 動 状 況	毎日 週に()回 月に()回 不定期 (該当する項目の にレを入れる。)		

備考

- 1 団体の規約、会員名簿があれば添付すること。
- 2 会員数の欄は、申請時における人数とし、正確な数が分からないときは概数を記載すること。
- 3 構成員の欄は、「 町町内会の有志」、「 小学校に通学する児童の保護者」、「 商店街の有志」、「 警察署から委嘱を受けた防犯指導員」などと記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号

自動車による自主防犯パトロールの概要

実施地域			
実施時間帯			
実施期間			
使用自動車・パトロール実施者	自動車登録番号 又は車両番号	パトロール実施者	青色防犯パトロール 講習受講年月日
実施人数	人		
実施方法			
パトロール 計画書	あり なし (該当する項目の にレを入れる。)		
自動車による防 犯パトロール経 験の有無	あり(年 月 ~ 年 月) なし (該当する項目の にレを入れる。)		
自主防犯パトロール実施地域の見取図(別添も可)			

備考

- 1 パトロール計画書がある場合は添付すること。
- 2 実施方法の欄は、「自動車 台にそれぞれ 人が同乗して防犯パトロールを行う」などと記載すること。
- 3 使用自動車・パトロール実施者の欄が足りないときは、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯は、自動車の屋根に 1 個又は 1 体のみ装備します。
- 2 青色回転灯を点灯させての運行は、自主防犯パトロールに限ります。
- 3 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯は、その光源が点滅するものでなく、回転式の構造のものとし
ます。
- 5 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長から交付される標章
を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 パトロールの実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を
携行させます。
- 7 自主防犯パトロールを実施する地域は、証明書に記載の地域に限
ります。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令
を厳守します。
- 9 1～8 に違反した場合には、証明を取り消されても意義申し立ては致しま
せん。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報
します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める
場合、証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行
います。

平成 年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
方面本部長

申請者の名称
代表者の氏名

印

備考

- 1 誓約者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長
方面本部長

印

平成 年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域
- 6 証明書の有効期限
平成 年 月 日まで
(この期間内に地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行って下さい。)

備考

- 1 6の証明書の有効期限は、その期限内に地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行わないときは、証明書の効力を失うものである。
- 2 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 6 号

(表)

番号	
青色回転灯装備車 (自主防犯パトロール中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
パトロール実施地域	
発行日	年 月 日
警 視 総 監 都道府県警察本部長 方面本部長	
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>	

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯を自動車に装着して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示して下さい。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。
- 2 表面の縁取りは赤色とする。

別記様式第 7 号

(表)

パトロール実施者証		番号
氏 名 _____		
所属団体名 _____		
パトロール実施地域 _____		
発行日	年 月 日	警 視 総 監 都道府県警察本部長 方面本部長
		印

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日			
年 月 日	確認印	年 月 日	確認印

注意事項

- 1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。
- 2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦 5 . 5 センチメートル、横 8 . 5 センチメートルとする。

再 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
方面本部長

申請者の名称
代表者の氏名



次のとおり（ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の再交付を受けたく、申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （ 証票・標章・パトロール実施者証 ）の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

備考

- 1 5 は証明書・標章の再交付を受ける場合に、6 はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第9号

証明書記載事項変更申請書			
平成 年 月 日			
警 視 総 監 道府県警察本部長 殿 方面本部長		申請者の名称 代表者の氏名	
		(印)	
次のとおり、証明証の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。			
証明書の交付年月日及び番号			
団体の名称及び所在地			
代表者の氏名、住所及び連絡先			
変更内容	旧	新	
団体の名称及び所在地			
代表者の住所及び氏名			
使 用 自 動 車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	車台番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		
パトロール実施地域			

備考

- 1 団体名、代表者、使用自動車又はパトロール実施地域に変更が生じた場合に使用すること。
- 2 自動車の変更にあつては、青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し及び青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料等を、パトロール実施地域

- の変更にあつては、パトロール実施地域の見取り図等を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">パトロール実施者変更申請書</p> <p style="margin: 10px 0;">平成 年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p style="margin: 0;">警 視 総 監 道府県警察本部長 殿 方面本部長</p> </div> <div style="width: 40%; text-align: right;"> <p style="margin: 0;">申請者の名称 代表者の氏名</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、青色回転灯を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。</p>			
証明書の交付年月日及び番号			
団体の名称及び所在地			
代表者の氏名、住所及び連絡先			
変更内容		パトロール実施者 旧	パトロール実施者 新
自又 動は 車車 登両 録番 番号 号			

備考

- 1 パトロール実施者に変更が生じた場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 年 月 日 号

証明取消通知書

団体の名称

代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長
方面本部長

印

下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。

記

- 1 証明を取り消す団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 証明書の交付年月日及び証明書番号
年 月 日 第 号
- 4 使用車両
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 証明を取り消す理由

注意

地方運輸局長に対し、基準緩和認定書を添えて、基準緩和認定取消申請を速やかに行うとともに、自動車検査証の記載事項の変更申請を行うこと。

備考

- 1 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

返 納 届

平成 年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
方面本部長

申請者の名称
代表者の氏名

印

次のとおり青色回転灯を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

1 証明書番号 第 号

2 証明年月日 平成 年 月 日

3 団体の名称及び所在地

4 代表者の氏名及び住所

5 標章を返納する自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

6 返納理由

備考

- 1 複数使用している自動車の一部について青色回転灯の装着を取りやめる場合は標章のみ添付すること。
- 2 5の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。